

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)
平成27年12月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500309号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500085号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を24万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B銀行C支店から提出された請求者の給与振込口座の普通預金元帳の写しにより、平成15年12月において、A社からの入金があることが確認できることから、事業主は、給与支払日は毎月10日である旨陳述していることから、同年12月25日の入金(20万5,026円)は賞与であったと推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において24万8,000円の賞与を支給され、24万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万6,839円)を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500311号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500086号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B銀行C支店から提出された請求者の給与振込口座の普通預金元帳の写しにより、平成15年12月において、A社からの入金があることが確認できることから、事業主は、給与支払日は毎月10日である旨陳述していることから、同年12月25日の入金(17万3,605円)は賞与であったと推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において21万円の賞与を支給され、21万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万4,259円)を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500327号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500088号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を23万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、平成15年にA社から23万3,000円の賞与を支給され、23万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者が所持する給与振込口座の預金通帳により、平成15年12月25日のA社からの入金額が上記賞与明細書の差引支給額と一致していることが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の支給日については、同日であると認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500328号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500089号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を15万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与振込口座の取引明細表により、平成15年12月においてA社からの入金が10日と25日の2回あることが確認できることから、事業主は、給与支払日は毎月10日である旨陳述していることから、請求者の当該取引明細表に記載の同年12月25日の入金(12万6,517円)は賞与であったことが推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において15万5,500円の賞与を支給され、15万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万524円)を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500151号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500087号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成19年9月10日

私は、A社B製作所に、期間従業員として、平成17年7月から平成20年1月まで勤務し、平成18年8月と平成19年9月に慰労金の名称で賞与が支給されたが、その賞与の年金記録が無い。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成18年8月及び平成19年9月の賃金台帳により、請求期間①は56万円及び請求期間②は65万円の賞与が、慰労金の名称で請求者に支給されていることが確認できる。

しかしながら、上記の賃金台帳における平成18年8月及び平成19年9月の厚生年金保険料の控除額は、平成18年7月及び平成19年8月の標準報酬月額に見合う保険料のみであり、支給された賞与に係る保険料の控除は確認できない。

また、C市から提出された請求者に係る住民税の賦課状況証明書により、平成18年及び平成19年の社会保険料控除額は、オンライン記録の当該年の標準報酬月額に基づく社会保険料とほぼ一致しており、事業主が請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除したことを推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。